

令和 7 年度藤沢市特定教育・保育施設等確認指導・監査実施計画

1 基本方針

本市における確認指導・監査（以下「指導等」という。）は、特定教育・保育施設等（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設及び法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）に対し、法第 33 条及び第 45 条に定める設置者の責務、藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 13 号）、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成 27 年内閣府告示第 49 号）、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（こ成保 38・5 文科初第 483 号・令和 5 年 5 月 19 日付けこども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長連盟通知）（以下「こども家庭庁令」という。）に定める特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育の提供及び施設の運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに過誤・不正の防止を図るために実施します。

2 確認指導・監査の形態等

（1）確認指導（集団指導）

特定教育・保育施設等に対して、こども家庭庁令等の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認める場合に、その内容に応じ、特定教育・保育施設等の設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行います。なお、新たに開所し、確認を受けた施設等については、おおむね 1 年以内に実施します。

いずれの場合においても、あらかじめ集団指導を実施する日時、実施場所、予定される指導内容等を文書により当該特定教育・保育施設等の設置者等に通知します。

また、やむを得ない事情により集団指導に欠席した特定教育・保育施設等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるとともに、直近の機会に改めて集団指導の対象に選定します。

（2）確認指導（実地指導）

特定教育・保育施設等に対して、実地にて質問等を行うとともに、必要と認める場合、こども家庭庁令等の遵守に関して、各種指導等を行います。

また、確認指導（実地指導）は、藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業確認指導・監査実施要綱（令和 5 年 4 月 20 日改正）第 5 条第 3 項の規定により、本市に所在する全ての特定教育・保育施設等を対象に、原則として、2 年に 1 回実施

します。ただし、実地指導の結果等により必要と認められる場合は、翌年度においても実施する場合があります。

なお、保育所については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 46 条の規定により神奈川県が実施する認可基準等の遵守状況の確認等に関する事務と、特定地域型保育事業については、同法第 34 条の 17 の規定により本市が実施する家庭的保育事業等指導監査と、可能な限り同時に実施することで、特定教育・保育施設等の設置者等の負担軽減を図るものとします。

また、実地指導中に、著しい運営基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると判断した場合や、施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合には、直ちに確認監査を行います。

実地指導の実施に当たっては、あらかじめ実地指導の根拠規定、目的、日時、場所、担当者及び準備すべき書類等を当該特定教育・保育施設の設置者等に通知します。

（３）確認監査

特定教育・保育施設等について、法第 39 条、第 40 条、第 51 条及び第 52 条に定める行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合又は施設型給付費等の請求について不正若しくは著しい不当（以下「違反疑義等」という。）が疑われる場合並びに確認指導（実地指導）の実施中に監査に移行した場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施します。

確認監査に当たっては、監査の根拠規定、目的、場所、担当者及び準備すべき書類等を当該特定教育・保育施設等の設置者等に対して通知します。ただし、実地指導中において、監査への変更を行った場合等、これにより難しい場合は、この限りではありません。

3 令和 7 年度確認指導（実地指導）について

（１）対象施設等の数

対象施設等	令和 7 年度計画			令和 6 年度実績		
	施設数 R7.4.1 時点	対象数	増減 (※)	施設数 R6.4.1 時点	対象数	実施数
保育所	72	20	-11	72	33	31
小規模保育事業 A 型	22	5	-8	22	12	13
家庭的保育事業	2	1	+1	2	0	0
幼稚園（新制度移行園）	9	0	-6	6	6	6
幼稚園型認定こども園	3	1	0	2	1	1
合 計	108	27	-24	104	52	51

※ （令和 7 年度対象数）－（令和 6 年度実施数）＝ 増減

(2) 対象期間

2024年(令和6年)4月1日～2025年(令和7年)3月31日(令和6年度分)

(3) 実施日程(予定)

本年度の特定教育・保育施設等確認指導(実地指導)は、次のとおり8月から2月にかけて実施予定です。なお、個別の施設等の実施日程については、あらかじめ(おおむね実施の1か月前)に実地指導の根拠規定、目的、日時、場所、担当者及び準備すべき書類等を通知します。

年月	特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業	合計
令和7年8月	1件	1件	2件
令和7年9月	6件	0件	6件
令和7年10月	7件	3件	10件
令和7年11月	2件	0件	2件
令和7年12月	1件	1件	2件
令和8年1月	1件	0件	1件
令和8年2月	1件	1件	2件
合計	19件	6件	25件

以 上

発行 藤沢市 子ども青少年部 子ども総務課
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
TEL 0466-50-3562(直通)